

県議会のしごと

議決

議会に与えられた最も重要な権限で、県条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、一定基準以上の財産の取得・処分、主要な契約の締結など、県政の重要な事項について議決します。

選挙と同意

議長・副議長・選挙管理委員などを選挙します。また、副知事・監査委員・教育委員・公安委員などの重要な職務に就く人を任命するときは、議会の同意が必要となります。

検査と調査

議会で決めたとおりに県が仕事をしているか検査し、調査します。必要に応じて関係者を呼んで意見や説明を求めることができます。

意見書提出

県民の利益に関することについて、議会の意思を意見書としてまとめ、国会や関係行政機関に提出します。

請願の審査と陳情の受理

県の仕事などについて要望や意見がある方は、どなたでも請願・陳情書を提出することができます。議会では、提出された請願・陳情書を調査し、県政に反映できるよう努めています。詳しくは5ページをご覧ください。

県議会のしくみ

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

第1回定例会

第2回定例会

第3回定例会

第4回定例会

定例会と臨時会

県議会には定例会と臨時会があり、いずれも知事が招集します。定例会は年4回開催され、県民の生活に深い関わりのある県政の方針や予算・条例などを審議しています。臨時会は必要があるときに開かれます。

本会議

本会議は議員全員で行います。所属会派（4人以上の議員を有する会派）を代表して行われる代表質問や議員個人の立場で行われる一般質問のほか、提出された議案などに対する議会の最終的な意思決定を行います。質問方式は、以下から議員が選択します。

一括質問・一括答弁方式

質問者が一括して質問し、その後答弁者が一括して答弁します。

分割質問方式

質問者が項目ごとに質問し、その都度答弁者が答弁します。

委員会

議会に提出される議案は専門的なものが多く、簡単に意思決定ができないことから、「委員会」を設置し、より詳しく審査しています。詳しくは8・9ページをご覧ください。

